

## 「規則第6条、第7条及び第8条の一部改正（インストラクターポテンシャルの登録の廃止）」に関する よくある質問（FAQ）

### FAQ 索引

- ・改正された規則の運用開始時期について : Q1～3
- ・インストラクターポテンシャル（IP）取得者について : Q4
- ・プロバイダー認定者について : Q5～Q11
- ・テスト参加について : Q12～24、45～48
- ・「インストラクターコース受講のための確認試験」について : Q25～36、49～54
- ・プロバイダーコースについて : Q37～Q42
- ・プロバイダーコース試験結果の開示について : Q43～Q44
- ・まとめ

### 改正された規則の運用開始時期について

- Q1 規則は平成20年5月24日付で改正されているが、制度の運用をただちに開始してよいのか。
- A1 ご指摘の通り、理事会において規則の改正が承認されています。規則附則では、改正規則を平成20年10月1日から施行と規定しており、運用に際して必要な「インストラクターコース受講のための確認試験」及びプロバイダーコースで使用する新しい「筆記試験」の作成が終了したことから、平成20年10月1日から運用を開始したところです。
- Q2 運用はいつから開始する予定なのか。
- A2 平成20年10月1日から運用を開始しております。
- Q3 いずれはインストラクターになりたいと考えています。今受講してIPを取得するのと、運用開始後に受講するのとでは、いずれかに有利あるいは不利があるのでしょうか。
- A3 有利、不利は一概には言えません。インストラクターポテンシャル（IP）取得者については、テスト参加や「インストラクターコース受講のための確認試験」がインストラクターポテンシャル取得後1年間免除される移行措置が適用されます。インストラクター受講資格を有していれば、1年間は「インストラクターコース受講のための確認試験」等を実施することなく、インストラクターコースを受講できます。もちろん、1年経過後は、コースのテスト参加及び「インストラクターコース受講のための確認試験」

を受けて、基準点を取得すればインストラクターコースを受講できます。

## インストラクターポテンシャル（IP）取得者について

Q 4 移行措置が適用されるインストラクターポテンシャル取得者について、対象となる登録の期間を明示して欲しい。

A 4 移行措置が適用となるインストラクターポテンシャル取得者は、インストラクターポテンシャルを取得した日が属する月の1年後の月末までです。

## プロバイダー認定者について

Q 5 私はプロバイダー認定者です。IPを登録されています。登録からまだ1年を経過していません。私の場合、今回の規則の改正をどのように考えればよいのか教えてください。

A 5 あなたは、現在、プロバイダー資格のインストラクターポテンシャル（IP）取得者として登録されています。登録から1年以内であれば、「インストラクターコース受講のための確認試験」等を受けることなく、規則第6条第1項のいずれかを満たしていればインストラクターコースの受講資格があります。1年経過後に、インストラクターコースを受講する場合は、規則第6条第1項のいずれかを満たし、コースのテスト参加及び確認筆記試験において86%以上の正答を取得すれば受講が可能となります。

Q 6 私はプロバイダー認定者です。IPを認定されましたが、すでに登録から1年以上を経過しています。私の場合、今回の規則の改正をどのように考えればよいのか教えてください。

A 6 あなたは、現在、プロバイダー資格者として登録されていますが、インストラクターポテンシャル（IP）登録は抹消されていますので、インストラクターコースを受講する場合は、規則第6条第1項のいずれかを満たし、コースのテスト参加及び確認筆記試験において86%以上の正答を取得すれば受講が可能となります。

Q 7 私はプロバイダー認定者です。ただしIPを認定されてはいません。私の場合、今回の規則の改正をどのように考えればよいのか教えてください。

A 7 あなたは、現在、プロバイダー資格者として登録されています。インストラクターコースを受講する場合は、規則第6条第1項のいずれかを満たし、コースのテスト参加及び確認筆記試験において86%以上の正答を取得すれば受講が可能となります。

- Q 8 私はプロバイダー認定者です。ただし新規の登録ではなく、更新コースを受講したことでプロバイダーの認定を更新できた者です。私の場合、今回の規則の改正をどのように考えればよいのか教えてください。
- A 8 あなたは、現在、プロバイダー資格者として登録されております。インストラクターコースを受講する場合は、規則第6条第1項のいずれかを満たし、コースのテスト参加及び確認筆記試験において86%以上の正答を取得すれば受講が可能となります。
- Q 9 私は以前プレインストラクターでしたが、登録の更新要件を満たさなかったために、プレインストラクターの登録が無効になりました。しかしプロバイダー認定証はまだ有効期間内です。私の場合、今回の規則の改正をどのように考えればよいのか教えてください。
- A 9 あなたは、現在、プロバイダー資格者として登録されております。再度、インストラクターを目指す場合は、改めてインストラクターコースを受講する必要があります。インストラクターコースを受講する場合は、規則第6条第1項のいずれかを満たし、コースのテスト参加及び確認筆記試験において86%以上の正答を取得すれば受講が可能となります。
- Q 10 口頭試験や再試験の結果から認定を受けたプロバイダーであっても、テスト参加（インストラクターコースの受講要件の一部）は可能なのでしょうか。
- A 10 あなたは、現在、プロバイダー資格者として登録されています。プロバイダー資格に優劣はありません。インストラクターコースを受講する場合は、規則第6条第1項のいずれかを満たし、コースのテスト参加及び確認筆記試験において86%以上の正答を取得すれば受講が可能となります。
- Q 11 プレインストラクター登録を抹消されたプロバイダーも対象となるのか。
- A 11 あなたがプロバイダー資格取得後3年以内、あるいは資格更新コース受講後3年以内であれば、現在、プロバイダー資格者として登録されております。プロバイダー資格者であればインストラクターコースを受講することができます。再度、インストラクターを目指す場合は、改めてインストラクターコースを受講する必要があります。規則第6条第1項のいずれかを満たし、コースのテスト参加及び確認筆記試験において86%以上の正答を取得すれば受講が可能となります。

## テスト参加について

Q12 プロバイダーを認定された者であれば、誰でもテスト参加することが可能なのでしょうか。

A12 プロバイダー資格者は、規則第6条第1項のいずれかを満たしていれば、コースのテスト参加及び確認筆記試験を受けることが可能です。したがって誰でもテスト参加できるわけではありません。

Q13 テスト参加者に何をさせれば宜しいのですか。

A13 コース内において、運営の補助や傷病者役などタスクフォースとしての役割を受け持つものとします。例えば、受講者を指導しない模擬患者、2番員、3番員（救急隊員）などです。

Q14 テスト参加者に何をさせてはいけないのですか。

A14 コース内において、指導者として受講者に対して指導をさせてはいけません。実際の指導以外の役割を担当するものとします。

Q15 テスト参加者を受け入れるにあたり、コース内で誰がどのように評価するのか、具体的な方法について教えてください。

A15 テスト参加は、コースの運営やブースでの指導を見学していただき、コースのお手伝いをすることによってインストラクターを目指す意志を確認するのが、テスト参加の目的です。従いまして、テスト参加の評価は、基本的に実施しません。しかし、コース世話人がコースに参加する姿勢などについて説明していただくのは望ましいことです。

Q16 テスト参加を申し込みました。コース内では何に気をつけて行動すれば、高い評価が得られるのでしょうか。

A16 テスト参加の目的は、コースの運営や指導方法について体験していただき、コースのお手伝いをするによってインストラクターを目指す意志を確認することです。従いまして、評価を受けることはありませんが、今後、自分がインストラクターとして指導するにあたりコース内でどのような役割を担うべきかを考えて、積極的にお手伝いするように心がけてください。

Q17 テスト参加に遅刻してしまいました。確認試験を受けることはできるのでしょうか。

A17 テスト参加は、コースの全カリキュラムに参加することを基本としますが、やむを得ない事情により全日程に参加できない場合には、コース世話人が、コースへのテスト参加の可否及び「インストラクターコース受講のための確認試験」の受験について判断するものとします。

- Q18 テスト参加を終えましたが、確認試験の直前で急用ができたために受験することができませんでした。確認試験を受けるためには、もう一度テスト参加をしなければならないのでしょうか。
- A18 テスト参加は、コースの全日程に参加することが基本になるので、途中退席した場合は、再度テスト参加して、「インストラクターコース受講のための確認試験」を実施するものとします。ただし、コース世話人がテスト参加により、インストラクターを目指す意志を確認し、それを認めた場合は、テスト参加についてはクリアしたものとし、以降に開催されるコース内において「インストラクターコース受講のための確認試験」を受験するものとします。したがって、テスト参加を終えていれば、「インストラクターコース受講のための確認試験」を受験するために再度テスト参加をする必要はありません。
- Q19 テスト参加は1回でも行えば、その後は、いつでも確認試験を受講することができるでしょうか。
- A19 テスト参加は1回行えばクリアしたものとし、その後は、いつでも「インストラクターコース受講のための確認試験」を受けることができます。つまり有効期限内のプロバイダー認定者であれば、受験回数に制限を設けておりません。テスト参加修了時に、コース世話人から「インストラクターコース受講のための確認票」が交付されますので、「インストラクターコース受講のための確認試験」を受験する際には、その「インストラクターコース受講のための確認票」を必ず提示してください。
- Q20 テスト参加者は、実技試験の模擬患者を行ってもよいのでしょうか。
- A20 受講者を指導しない役割であれば結構ですので、テスト参加者が実技試験の模擬患者を行うことに差し障りはありません。
- Q21 IP登録者はテスト参加を免除されてはいますが、希望をした場合にテスト参加をすることは可能でしょうか。
- A21 テスト参加することは可能です。ただし、コース運営担当者が認めた場合に限りです。コースを見学するためにテスト参加を免除されている方も参加することをお勧めします。
- Q22 テスト参加を希望する者が多数います。コース運営に支障を来すことが予想される場合にはその申請をお断りすることはできるのでしょうか。
- A22 コース運営担当者がコース運営に支障をきたすと判断した場合は、テスト参加の受け入れを断ることは可能です。その際には、理由を申請者に説明し、了承を得るものとします。

ます。

Q23 プロバイダーコースには受講者に対する指導者の人数が定められていますが、テスト参加者について同様の取り決めはあるのでしょうか。

A23 プロバイダーコースの開催要件、法令や施設の規約を満たしていればテスト参加者の人数に取り決めはありません。コース運営担当者がコース運営に支障のない範囲内と判断した人数を受け入れるものとします。

Q24 テスト参加にかかる費用はいくらでしょうか。

A24 テスト参加に関しての費用はかかりません。ただし、交通費及び昼食代など必要経費は各自で負担するものとします。

Q45 テスト参加は、所属する県内又は地域組織内で行わなければならないのでしょうか？

A45 テスト参加は、全国どの地域で行っていただいても結構です。ただしインストラクター受講資格のうち推薦者が必要な項目に該当する方の場合には、所属する地域組織でのテスト参加のみを認めることとし、他地域でのテスト参加は承認されませんのでご注意ください。また確認票にはテスト参加日とテスト参加の修了を承認した世話人の署名が必要です。

Q46 プロバイダー更新コース又はインストラクターコースなど、JPTECプロバイダーコース以外でのコースにおいてテスト参加は認められるのでしょうか。

A46 テスト参加を修了するためのJPTEC協議会が開催する研修会(定款3条1号)はJPTECプロバイダーコースに限られます。ただしJPTECプロバイダー更新コースは含まれないこととします。

Q47 テスト参加では、プロバイダーコースでの試験の実施においても参加の義務があるのでしょうか。

A47 テスト参加を修了するためには、プロバイダーコースのすべてのカリキュラムの参加が必要になりますが、筆記試験及び実技試験の参加は免除しております。

Q48 プロバイダーであれば、誰でもテスト参加をお願いすることができるのでしょうか。

A48 有効期限内のプロバイダー認定者であることに加えて、規則第6条第1項のいずれかに該当すれば、誰でもテスト参加を申し込むことができます。

## 「インストラクターコース受講のための確認試験」について

Q25 確認試験を受験するための費用はいくらでしょうか。

A25 「インストラクターコース受講のための確認試験」の受験費用はかかりません。

Q26 確認試験を行うためには会場の確保や印刷用紙などが必要になりますが、その場合の費用負担の財源について教えてください。

A26 各地方組織で徴収しているプロバイダーコース受講料など各コース受講認定料を費用負担に充てるものとします。

Q27 確認試験の出題範囲について教えてください。

A27 外傷病院前救護ガイドライン及びJPTECプロバイダーマニュアルから出題するものとします。

Q28 確認試験は毎回同じ内容が出題されるのでしょうか。

A28 インストラクターコース受講試験の内容についてお答えすることは出来ません。

Q29 確認試験の模範解答について回答していただけますか。

A29 「インストラクターコース受講のための確認試験」の模範解答の開示及び解説は行いません。

Q30 確認試験を行っている時間の途中で退室はできますか。

A30 基本的に退出した場合は、以後の試験会場への入室は出来ないものとします。ただし、体調の急変など、やむを得ない事情が認められた場合には、付き添いがあれば再入室を認めます。

Q31 コース運営担当者としてお尋ねいたします。確認試験の所要時間や合否の判定方法などの実施要領について教えてください。

A31 「インストラクターコース受講のための確認試験」は、JPTECプロバイダーコースの筆記試験実施要領に準じて実施します。試験時間は60分とします。合否の判定方法は、正答が86%以上で合格と判定します。

Q32 確認試験の結果も開示されるのでしょうか。

A32 「インストラクターコース受講のための確認試験」の結果は、コース世話人から本人に直接開示します。また、合格と判定された場合は、「インストラクターコース受講のための確認票」にコース世話人が署名します。

- Q33 確認試験の可否の判定基準について教えてください。
- A33 「インストラクターコース受講のための確認試験」の可否の判定方法は、正答が86%以上で合格と判定します。
- Q34 IPは登録後1年以内であればインストラクターコースを受講することができましたが、確認試験に合格した場合には同じような期限が設けられているのですか。
- A34 規則第6条第1項のいずれかを満たしているプロバイダー資格者は、テスト参加し、「インストラクターコース受講のための確認試験」で合格と判定されれば、いつでもインストラクターコースを受講することが出来ます。受講に際して期限はありませんが、プロバイダー資格を継続していなければなりません。
- Q35 確認試験に合格した者と、合格しなかった者をどのようにして判別するのでしょうか。
- A35 「インストラクターコース受講のための確認試験」で合格と判定された場合は、「インストラクターコース受講のための確認票」にコース世話人が署名します。インストラクターコース受講時には、テスト参加及び「インストラクターコース受講のための確認試験」について、コース世話人の署名が記載された「インストラクターコース受講のための確認票」を持参し、コース運営担当者等に提示するものとします。
- Q36 確認試験に合格しましたが、プロバイダーの登録の有効期限が迫っています。プロバイダーの認定を更新すれば、インストラクターコースの受講資格は堅持されるのでしょうか。
- A36 インストラクターコースの受講資格は、①プロバイダー資格者であること、②規則第6条第1項のいずれかを満たしていること、③テスト参加及び「インストラクターコース受講のための確認試験」に合格していること、が条件となっていますので、プロバイダー資格を更新して他の2項目を満たしていれば、インストラクターコースを受講することが出来ます。受講の条件として期限は設けておりません。
- Q49 確認試験は、所属する県内又は地域組織内で受けなければならないのでしょうか？
- A49 確認試験は、全国どの地域で受けていただいても結構です。ただし確認票には確認試験合格日と確認試験合格を確認した世話人の署名が必要です。
- Q50 プロバイダーであれば、誰でも確認試験を受けることができるのでしょうか。
- A50 有効期限内のプロバイダー認定者であれば、誰でも試験を受けることができます。
- Q51 確認試験の実施要項を教えてください。
- A51 確認試験の実施に際して、試験問題の適正な取り扱い、採点及び点数を確認できる世話

人が立ち会うことを条件とします。また同一日に一回限りの実施とします。

- Q52 プロバイダーコースの筆記試験の代わりに確認試験を受けさせることはできるのでしょうか。
- A52 筆記試験はプロバイダーコースのカリキュラムのひとつであり、コース途上における受講者はコースを修了していませんし、プロバイダーも認定されておられません。よってプロバイダー認定者に対して行われる確認試験の受験資格を満たしていないことから、筆記試験の代わりに確認試験を受けさせることはできないことになります。
- Q53 インストラクターコースを受講するための準備をしてきましたが、インストラクターコース受講のための確認票を紛失してしまいました。どのように対処したらよいのでしょうか。
- A54 残念ながらすでに内容が記載されている確認票を再発行することはできません。ただし J P T E C 試験結果票を提示していただければ、確認試験の判定結果を証明することができます。テスト参加の実態についてはその証明が必要になりますので、当該コースのコース世話人に対してお申し出いただき、あらためて確認票に記載してください。

## プロバイダーコースについて

- Q37 プロバイダーコースを受講するに際して、J P T E C 協議会が推奨する教本を紹介してください。
- A37 外傷病院前救護ガイドライン J P T E C 及び J P T E C プロバイダーマニュアルを教本としています。
- Q38 筆記試験の出題範囲について教えてください。
- A38 外傷病院前救護ガイドライン J P T E C 及び J P T E C プロバイダーマニュアルから出題されます。
- Q39 プロバイダーの合否の判定基準は変更されるのですか。
- A39 プロバイダーの合否の判定基準は変更されておられません。J P T E C 協議会規則が改正され、平成 20 年 10 月 1 日以降のプロバイダーコースでは、インストラクターポテンシャルの判定が廃止になり、プロバイダー資格の合否のみが判定されることとなりました。
- Q40 コース受講の際には必携あるいは必読といわれている J P T E C ガイドラインの位置

づけはなるのですか、コースの事前学習では使用しなくてもよろしいのでしょうか。

A40 プロバイダーコースの内容については、変更がありませんので、外傷病院前救護ガイドラインについても、事前学習をお勧めします。

Q41 筆記試験の出題範囲が変更されるのであれば、プレテストの内容も更新されるのでしょうか。

A41 筆記試験について見直しを実施しておりますが、それに合わせてプレテストの内容も更新される予定です。

Q42 IPを判定する必要がなくなるのであれば、実技試験の判定基準は変更されるのでしょうか。

A42 これまでは、インストラクターポテンシャルの判定のために、実技試験の判定基準は「優」「可」「不可」の3段階でしたが、規則の改正によりプロバイダーコースでは合否のみを判定することとなりましたので、実技試験においても「可」「不可」で合否のみを判定することになります。実技試験評価採点表において24点以上を「可」とし、23点以下を「不可」とする判定基準については変更がありません。

## プロバイダーコース試験結果の開示について

Q43 コース運営担当者としてお尋ねします。試験結果の開示の方法について、コースのどの時点で、誰が、どのように、開示を行うのかを教えてください。

A43 試験結果の開示は、本人から開示の申請があった場合に限り行います。開示の方法は、コース修了後に、コース世話人が申請者に対して、JPTEC試験結果票を提示することで行います。その他のことに関しましては、各コース運営担当者で相談していただき対応をお願いいたします。

Q44 ITLSのインストラクターを志願していますが、JPTECプロバイダーコースを受講した際にどのような手続きをすれば、試験結果を開示していただき、対外的に証明していただけるのでしょうか。

A44 JPTECプロバイダーコースの試験結果の証明につきましては、ご本人の求めがあれば、コースにおいて、対処させていただきます。別に定める「JPTEC試験結果票」をコース世話人に提示し、必要事項の記載を依頼してください。なお様式はJPTEC協議会ホームページからダウンロードできますので、あらかじめご用意ください。

## まとめ

■インストラクターコース受講のための確認試験（以下、確認試験）を受験するための必要条件

- 1) 有効期限内のプロバイダー認定者であること

■確認試験の合格に係る十分条件

- 1) 所定の試験（試験時間60分）を受験し、正答率が86%以上であること。

■テスト参加を行うための必要条件

- 1) 有効期限内のプロバイダー認定者であること
- 2) 規則第6条第1項のいずれかに該当すること
- 3) テスト参加を修了するための JPTEC 協議会が開催する研修会(定款3条1号)とは、JPTEC プロバイダーコースである（ただし JPTEC プロバイダー更新コースは含まない）。

■テスト参加を修了するための十分条件

- 1) 研修会の全カリキュラム（ただし筆記試験及び実技試験を除く）に参加すること。

■JPTEC インストラクターコースを受講するための必要十分条件

- 1) 有効期限内のプロバイダー認定者であること
- 2) 規則第6条第1項のいずれかに該当すること
- 3) 確認試験に合格していること
- 4) テスト参加を修了していること
- 5) 上記4項目が「インストラクターコース受講のための確認票」を用いて証明されること。

平成20年 8月15日作成

平成20年12月14日改正

J P T E C協議会連絡調整委員会